

**多摩市立温水プール、多摩市総合福祉センターの指定管理者が決まりました**

第84号議案 多摩市立温水プールに係る指定管理者の指定について  
 第85号議案 多摩市総合福祉センターに係る指定管理者の指定について



**議案の内容**

令和4年4月からの多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センターの指定管理者について、公募による選定を行った。

多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター指定管理者候補者選定委員会において、応募団体の申請書類及びプレゼンテーションの内容を審査した結果、二幸産業・NSPグループを指定管理者候補者とした。

指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年となる。2月にたま広報にて次期指定管理者を公表し、4月から指定管理者による業務を開始する予定である。

**確認したこと**

- ・応募団体が1団体となった理由としては、説明会参加団体にアンケートを取ったところ、新型コロナウイルス感染症の影響が見通せない中で5年間に及ぶ事業計画が難しかったほか、業務内容が社の事業内容と一致しないといった各事業者の状況があった。
- ・選定では、温水プールの管理運営で、きめ細かな人員体制の配置をしており、安全確保に十分努めている点が評価された。一方で、一団体の応募では提案内容の比較検討ができなかったことから、今後、しっかりモニタリングすべきという意見が出て、市としても対応していくことが確認された。

**多摩市は引き続き、基本構想について議会の議決を行います**

第87号議案 多摩市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について



**議案の内容**

地方分権改革推進計画に基づき平成23年5月2日に「地方自治法等の一部を改正する法律」が公布され、市町村の基本構想の策定及び議会の議決を経るかどうかは各市の判断に委ねられることとなった。

基本構想に関する議会の議決の義務づけはなくなったものの、市の様々な行政計画の中で、最上位に位置づけられる総合計画のうち、基本構想について議会の議決を経ることは必要不可欠と考え、市では、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、基本構想を策定、変更又は廃止するにあたっては、従来通り議会の議決をとることを定める条例を制定する。

**確認したこと**

- ・多摩市を除く25市のうち、地方自治法第96条第2項の規定に基づいて議決すべき事件とする条例を定めている自治体が八王子市など9市ある。そのうち、7市については基本構想、2市は基本計画についても基本的には議会の議決をとるという対応をしているが、多摩市としてはこれまでと同様、最上位の将来都市像や基本的な考え方を示している基本構想レベルについては、引き続き議会の議決が必要と考える。
- ・今後も、基本構想をつくり、その下に基本計画を置いていくという大きな考え方は変わらない。基本計画についても、これまでと同じように、市長の任期に合わせて新たにつくった計画をローリングさせていく。

**提出した意見書**

意見書は、市の公益に関することについて、多摩市議会として国や東京都に意見を表明するものです。  
 ※全文は、多摩市議会ウェブサイトをご覧ください

件名	概要	提出先
デフリンピック東京招致を求める意見書	デフリンピックを東京で開催することは、障がい者及び手話への理解と社会参加が一段と進むだけでなく、東京の共生社会の構築に寄与することが期待される。第1回夏季大会から100周年にあたる2025年の東京開催を強く求める。	東京都知事

**補正予算の質疑ではこんなことが話題になりました**

第4回定例会最終日の12月21日、前日20日に国会で成立した法案を受けて市から提出された、子育て世帯への臨時特別給付を含む、令和3年度の多摩市一般会計補正予算(第12号)について審議しました。

**主な事業**

- ・子育て世帯への臨時特別給付金支給事業(民生費 児童福祉費)
- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業(民生費 社会福祉費)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯や住民税非課税世帯等を支援する国の取組であり、早急に対応が必要なものについて補正予算が提出されました。

18歳以下の子どもがいる子育て世帯には、子ども1人につき5万円を現金で支給することが報告され、児童手当受給中ですが支給可能な世帯へは、先行給付分とあわせて10万円が、令和3年12月中旬に支給される旨の説明がありました。

また、住民税非課税世帯等には、対象1世帯につき10万円の臨時特別給付金を、準備ができ次第給付するとの説明がありました。

社会福祉費について、対象世帯数の算出方法、家計急変世帯(\*)の判定方法などについて質問があり、特に家計急変世帯については、自分が対象となるのか判断が難しいことから丁寧な案内が必要との指摘がありました。

また、非正規雇用等で今回の給付対象からは外れるが、生活が不安定な世帯については、各種給付金や支援制度の情報が届くよう工夫していきたいとの答弁がありました。

\*新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の家計が急変し、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情があると認められる世帯